



# 岡山弁護士会ニュース 第3号

～豪雨災害の被災者のみなさまへ～ (2018. 9. 4 発行)

平成30年7月豪雨災害により、お困りのこと(住宅、借金、保険、相続、契約、公的支援等)がありましたら、何でも弁護士にご相談下さい。

★弁護士会に**無料電話相談ダイヤル**を開設します(本年7月11日から12月28日まで)

土日祝日を含め毎日 12時～16時 ☎0120-888-769

★**面談相談**をご希望の方は、岡山県内各法律相談センター(岡山・倉敷・井笠・高梁・新見・真庭・津山・勝英・東備)及び土日・夜間相談において、豪雨災害関連の無料相談(40分以内)を実施しています。事前にご予約のお電話をお願いします。

予約受付時間 平日 : 9時～17時

予約受付☎086-234-5888

## Q1 災害ADRという制度が開始されたと聞いたのですが？

災害ADRは、平成30年7月豪雨によって生じた紛争を話し合いにより解決するための制度です。

災害ADRの申し立てがなされると、仲裁人という中立の立場の弁護士を間に入れた話し合いでの紛争解決が目指されます。また、必要があれば、建築士や不動産鑑定士などの各種専門家も仲裁人に選任されることがあります。

災害ADRには、①弁護士等の中立の立場の専門家が間に入ることで、冷静な話し合いが実現できること、②岡山市内だけでなく現地で話し合いの期日を開催することが可能であること、③場合により土日・夜間も期日を開催するなど、早期の解決が期待できること、④後記のとおり費用が安いこと、などの特徴があります。

## Q2 どのような紛争に災害ADRを利用することができますか？

例えば以下の様な紛争での利用が考えられます。

- ・ 自分の敷地内に流れ込んできた隣地の土砂を、どちらが撤去費用を負担するか話し合いたい。
- ・ 浸水したアパートの貸主から立退きを迫られているが、出て行きたくない。

上記以外にも、平成30年7月豪雨を原因とする紛争であれば、災害ADRの利用が可能です。積極的な申立を検討してみてください。

## Q3 費用はどうなりますか？

申立手数料や期日手数料は無料です。ただ、話し合いにより紛争が解決した場合には、一定の手数料(成立手数料)をお支払い頂くことになります。

成立手数料の算定方法については、裏面中程の「災害ADRに関する費用」をご参照ください。

## Q4 申立方法を教えてください

以下の3種類の方法があります。①弁護士に依頼して、弁護士に申し立てをしてもらう、②弁護士に相談して紹介状を書いてもらい、自分で申し立てを行う、③裏面の申込書に必要な事項を記載して、弁護士会にFAXする若しくは弁護士会に電話する。(裏面もご参照ください)。

③の方法を取る場合、後日弁護士から紛争の詳細を確認するための電話がかかってきますので、その際に紛争の要点を伝えて下さい。

申立方法について不明な点がある場合には、086-223-4401までお電話ください。

## Q5 必ず紛争が解決できるのですか？

災害ADRは話し合いによる紛争解決を目指すものですので、紛争の相手方が話し合いの場に参加されない場合や、話し合いの結果合意が出来ない場合には、ADRでの紛争の解決は困難となります。

ただ、この場合には、当事者の方に費用の負担は発生しません。

岡山弁護士会は、今後も本ニュースの発行等を通じ、被災者のみなさまへ情報を発信いたします。岡山弁護士会のホームページでも情報提供を行っておりますので、ご覧ください。

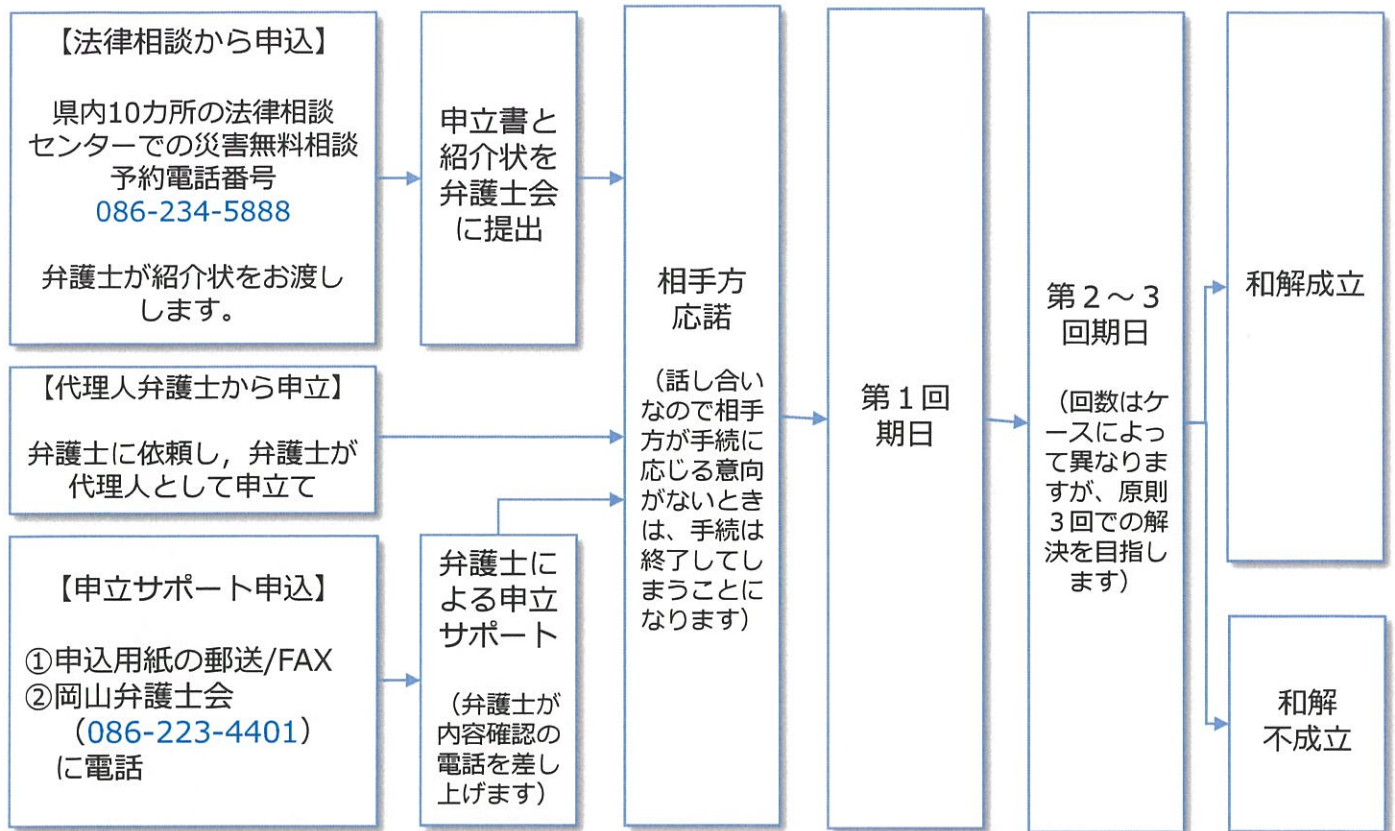
<http://www.okaben.or.jp/>(『岡山弁護士会』で検索可能です)

本ニュースに関するお問い合わせは、発行者である岡山弁護士会(TEL 086-223-4401)までお願いいたします。

本ニュースは、発行日時点の状況及び制度を元に作成しております。最新の情報や個別の事情についてご確認・ご相談をされたいときは、上記の無料電話相談ダイヤルにおたずねください。

本ニュースは、内容を改変されない限り、自由に複製・頒布をしていただいてもかまいません。

## 災害ADRの流れ



## 災害ADRの費用

- 申立手数料（通常10,800円）、期日手数料（通常5,400円）は、いずれも**無料**です。
- 成立手数料として、下記の基準での金額の**半額**を当事者折半でご負担頂きますが、事情によっては減額又は免除となる場合もあります。

和解による解決金の額	成立手数料の算出基準
100万円以下	8%
100万円超～300万円以下	5% + 3万円
300万円超～3000万円以下	1% + 15万円
3000万円超	0.5% + 30万円

(別途消費税が加算されます)

岡山弁護士会 岡山仲裁センター 御中 (FAX: 086-223-6566)

**災害ADR申込用紙** (申込人の連絡先は、平日・日中に連絡可能な電話番号をご記入ください。)

申込 人	氏名 (会社名及び代表者名)	(ふりがな)	
	住所	〒	
	連絡先	TEL	携帯
相手 方	氏名 (会社名及び代表者名)	(ふりがな)	
	住所	〒	
	連絡先	TEL	携帯
紛争 類型	<input type="checkbox"/> 雇用関係 <input type="checkbox"/> 借地借家 <input type="checkbox"/> 近隣問題 <input type="checkbox"/> 建物やマンションの修繕 <input type="checkbox"/> 損害賠償 <input type="checkbox"/> その他 ( )		